

**ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社**  
**「(仮称) 宮城加美風力発電事業環境影響評価方法書」に係る審査書**

電気事業法46条の5の規定に基づき、平成29年8月9日付けでジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社より届出された「(仮称) 宮城加美風力発電事業環境影響評価方法書」の審査書（発電所の環境影響評価に係る環境審査要領1(2)⑤に基づく）は、以下のとおり。

1. 環境審査

- (1) 方法書についての意見の概要及び事業者の見解 \* 平成29年10月16日
- (2) 宮城県知事意見 \* 平成30年1月17日
- (3) 環境審査顧問会風力部会（第20回） \* 平成30年1月18日（1回目）
- (4) ①補足説明資料  
②環境審査顧問会での主な指摘事項及び事業者対応方針

顧問の指摘	事業者の対応方針
・漆沢ダムへの濁水の流入については、尾根筋の風車の設置位置により影響が異なる。なるべく流入しないよう配慮すること。	・漆沢ダムの集水域に近い場所での風力発電機の設置にあたっては、仮設沈砂池でSSを低減させた後、上澄み水を放流する、若しくは、必要に応じて上澄み水を側溝等によりダム下流部に導く等、なるべく濁水を流入させないよう検討する。
・沈砂池排水の予測手法の考え方を具体的に示すこと。	・仮設沈砂池でSSを抑えた後に上澄み水を放流する計画であり、放流先や下流の斜度や林床の状況を考慮して、予測を行い、放流先としては、河川に到達しない場所を検討する。

<ul style="list-style-type: none"><li>踏査ルート、センサスルートが風車の設置位置と重ならない。少なくとも風車位置は、方法書の段階でも調査ルートとして設定すること。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>方法書では、主に改変される尾根部の植生を考慮し、アクセス可能なルートを設定している。現地調査では、現地の状況に応じてさらに詳細なルートで確認を行い、そのルートは準備書においてお示しする。</li></ul>
--	---

(1) ~ (4) の資料については、下記 URL を参照。

[http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/safety\\_security.html#kankyo\\_furyoku](http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/safety_security.html#kankyo_furyoku)

## 2. 大臣勧告

特定対象事業に係る環境の保全についての適正な配慮がなされるよう、宮城県知事の意見を勘案するとともに、意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮し、また、環境審査顧問会風力部会等の意見を踏まえ、別添のとおり勧告を行う。